



～創造力と知的財産意識の豊かな社会の実現を目指して～

基本的考え方

- 我が国の知的財産立国実現には、知的財産の創造・保護・活用が必要であり、これらに対して子供から大人まであらゆる人の認識と意欲を高めて知的財産を尊重するよう、我が国全体としての「知的財産マインド」の醸成を図ることが重要。
- また、知的財産は、モノやサービス、デザインなどの広い意味でのモノを作り出す創造行為の結果としての財産であるため、創造に対する認識と意欲を高め、このような行動を推進する「創造マインド」は知的財産の創造・保護・活用にとって不可欠。

我が国に必要な取り組みは、あらゆる人に対して「創造マインド」と「知的財産マインド」の両者をリンクさせた形で醸成し、継続することが必要である。

取り組みの方向性

- 知的財産に関する企業市民活動は、「創造マインド」と「知的財産マインド」とをリンクさせ醸成することを大きな目標として推進していくべき。
- 活動の中心が企業であるが、活動を進めるにあたっては、企業だけでなく、地方自治体、NPO、大学、発明協会等といった関係者が、密接に連携をとって推進していくべき。
- 取り組むべき活動の**ポイントとしては次の5つ**。
 - ① 知的財産に関する企業市民活動の普及・啓発
 - ② 企業内組織、NPOなどの活動を実際に行っていく組織の創出
 - ③ 自治体等による活動の受入れ機会の創出
 - ④ 具体的な活動メニューの創出
 - ⑤ 上の4つに関する総合調整・サポート

各部門の役割

- ① **企業**
知的財産に関する企業市民活動の活動主体となり、様々な場面で積極的に行動すべき。製品提供や人的サポートができないならば、そのような機能を持つNPOと連携し、積極的にNPOの活動を推進していくべき。
- ② **地方自治体・NPO**
企業が活動を実施するに当たって、活動母体の創出や活動機会の創出において積極的に行動すべき。
- ③ **大学等**
「教育」という使命を実施するため、寄附講座を設けて知的財産の教育を積極的に推進すべき。また、「研究」という使命の推進のため、企業等へのインターンシップの派遣に積極的に取り組むべき。
- ④ **国・政府**
国・政府はその性質上、個々の活動に対してではなく、知的財産に関する企業市民活動の普及・啓発に努めるべき。
- ⑤ **発明協会**
過去の経験や実績を生かし、各部門が進める活動・運営のサポート、ノウハウの提供等、総合的に全てのシーンで牽引役を勤めるべき。

中長期的課題

- ① 海外での展開、② 企業市民活動指標の作成、③ 総合調整機能の充実



我が国の経済・文化・社会の発展のためには、子供から大人まであらゆる人が、知的財産に関する認識を高め、知的財産を尊重することが必要

そのためには！

「創造する力を伸ばすこと(創造マインド)」及び
「創造されたものを尊重すること(知的財産マインド)」
の両者をリンクさせた形で醸成し、継続することが必要

